

法務総合研究所

研究部報告

47

来日外国人少年の非行に関する研究
(第1報告)

2012

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告第47号は、来日外国人少年の非行実態を調査し、非行の防止のみならず、日本社会への社会復帰に向けた処遇方策の在り方について、新たな施策立案のための資料を提供することを目的として刊行するものである。

我が国における外国人による非行・犯罪の背景としてまず挙げられるのは、近年のグローバル化の進展であろう。この世界的な潮流は、我が国においても例外ではなく、我が国への外国人入国者数は増加傾向にあり、平成23年は東日本大震災や円高の影響もあって、過去最高であった前年から大きく減少したものの、なお700万人を超える高水準にある。また、我が国に生活拠点を置き中長期間にわたって滞在する外国人も増加傾向にあるが、こうした状況の負の側面として来日外国人の非行・犯罪があり、その件数は最近減少傾向にあるものの、なお高い水準にある。

一方、今後、我が国の人口が減少し続け、少子高齢化がますます進展していくことが予想される中で、外国人の受入れについての国民的議論が求められているところであるが、人口が減少する中で地域社会の活力を維持するためには、外国人を含め全ての人々が助け合い、その能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であると思われる。

特に、来日外国人非行少年については、少年院出院後もその多くが引き続き日本に在留するため、外国人としての特性を踏まえた再非行防止のための処遇のみならず、日本社会への社会復帰に向けた処遇にも十分に配慮する必要がある。

このような観点から、法務総合研究所では、慶應義塾大学太田達也教授と共同で、来日外国人少年による非行の実態と処遇の状況等について分析し、今後、来日外国人非行少年の非行防止と社会復帰に向けた効果的な処遇方策を検討する上での基礎資料を提供することを目的に、本研究を実施した。

本報告では、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人を取り巻く現状及び外国人少年による非行・犯罪の動向を概観した後、少年院在院中の来日外国人少年等に対する在院時調査の結果を基に、国籍、在留関係等の属性や、非行動機、共犯関係、保護者の状況等から、来日外国人少年の非行実態や処遇の状況について分析・検討した。

なお、本研究においては、少年院在院中の来日外国人少年等に対する在院時調査と、出院後の出院時調査の二つの調査を実施したが、本報告は、主に、在院時調査による分析結果をまとめたものであり、出院時調査による分析結果については、おいて、研究部報告（第2報告）として刊行する予定である。本報告が、来日外国人非行少年の実態の解明の一助となり、その非行防止及び社会復帰に向けた効果的な処遇を検討、実施するための資料としての役割をいささかでも果たすことができれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係機関の各位に深甚なる謝意を表する次第である。

平成24年10月

法務総合研究所長 酒 井 邦 彦

要 旨 紹 介

1 研究の目的及び方法

グローバル化の進展により、我が国への外国人入国者数はおおむね増加傾向にあるが、これに伴い、来日外国人少年による非行も比較的高い水準で推移している。来日外国人非行少年は、保護処分等を受けたことだけでは退去強制とはならず、少年院出院後も多くの者が日本に在留することになるため、日本社会への社会復帰に向けた矯正教育の在り方、その家族関係を含めた在留管理の在り方について検討を行う必要がある。そのためには、来日外国人少年による非行の背景や要因、在留状況、少年院等における処遇の実情と課題について、情報を収集・分析することが肝要である。そこで、来日外国人少年による非行の実態と処遇の状況について明らかにするため、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人を取り巻く現状及び外国人少年による非行・犯罪の動向を分析するとともに、全国の少年院に収容されている来日外国人少年等を対象に実態調査を行った。

2 研究結果の概要

(1) 我が国における外国人を取り巻く現状

外国人の出入国人員はおおむね増加傾向にあり、平成22年は944万人台と過去最高となり、元年の3倍以上の水準に達している。

外国人登録者の年末人員もおおむね増加傾向にあり、平成20年に過去最高を記録した後、若干減少したものの、なお213万人台の高水準にある。国籍等別では、22年末で、中国（香港等及び台湾を含む。）、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンの順に多い。特に、中国、ブラジル、フィリピンでは、永住者及び永住者の配偶者等の在留資格の人員の増加が著しい。一方、ブラジルの定住者の在留資格の人員は近年減少している。

(2) 外国人少年による非行・犯罪の動向

来日外国人少年の検挙人員は、平成15年にピーク（1,173人、6年の約4.6倍）に達するまで大幅な増加傾向にあったが、その後は減少傾向にあり、22年では725人（6年の約2.8倍）となっている。22年の一般刑法犯（危険運転致死傷を除く。）では、窃盗（56.8%）が圧倒的に多く、次いで、傷害等の粗暴犯、殺人等の凶悪犯の順となっている。国籍等別では、フィリピン、ブラジル、中国（香港等及び台湾を除く。）、韓国の順に多く、この4か国籍等で約7割を占めている。

外国人被疑者の家庭裁判所送致人員は、平成8年まで微減傾向であった後、増加傾向に転じ、16年にピークに達した以降は減少傾向にある。強盗（2.5%）及び覚せい剤取締法違反（1.3%）の比率が日本人被疑者よりも明らかに高い。

外国人の少年鑑別所被収容者の人員は、平成9年以降急増し、14年にピークとなった以

降は減少傾向にあり、22年は352人（韓国・朝鮮籍の者を除いた場合、281人）であった。

家庭裁判所による外国人の一般保護事件の終局人員は、減少傾向にあり、平成22年は1,062人であった。少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった人員は、国籍等別では、ブラジルが最も多く、22年では、前者が29人、後者が31人であった。

外国人（韓国・朝鮮籍の者を除く。）の少年院入院者は、減少傾向にあり、平成22年は75人であり、外国人の占める比率は2.1%であった。同年における外国人の少年院入院者は、国籍等別では、ブラジル（30人）、中国及びフィリピン（共に10人）の順に多い。

外国人（特別永住者を除く。）の保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、平成22年は、それぞれ284人と110人であり、外国人の占める比率は、それぞれ1.8%と2.9%であった。

平成2年、12年及び22年における外国人と日本人の、家庭裁判所送致、少年鑑別所収容、少年院入院及び保護観察処分少年の保護観察開始人員の人口比では、外国人犯罪は我が国の人口統計に計上されない者による場合も多いことや外国人人口統計上の誤差を考慮に入れる必要があるが、各段階で外国人人口比が日本人人口比より高く、その差が大きい少年鑑別所収容や少年院入院段階では2～3倍程度であった。

（3）来日外国人少年の非行実態

ア 調査の目的

少年院に在院している特別永住者を除く来日外国人少年等の特性や非行内容の分析を通じて、その非行の背景・要因を明らかにすることを目的とする。特に、日本での在留が彼らの非行にどのような影響を与えているかを、在留状況、教育歴、就労状況、保護者の状況、不良集団関係等を中心に分析を加える。

イ 調査対象者

調査対象者は、平成22年6月1日から11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された、①外国籍（特別永住者を除く。）を有する少年、②日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年、計103人である。

ウ 調査方法

調査は、少年院に在院中の調査対象者に対する「在院時調査」と、調査対象者が少年院から出院した後に行う「出院時調査」の2部から成る。本報告が扱う在院時調査は巻末資料の在院時調査票を用い、調査対象者を収容している少年院の担当教官が記入する方式で行った。また、分析に当たっては、調査対象者との間の、抽出時期、期間、調査手法等における若干の違いに留意しつつ、平成22年における日本人の少年院入院者（以下「日本人入院者」という。）3,524人と比較するとともに、調査対象者の特殊性等の影響の確認のため、18年～22年における外国人（韓国・朝鮮を除く。なお、同国籍以外の特別永住者は含

む。) 少年院入院者 (以下「参考外国人少年」という。) 409人を参照した。

エ 調査結果

調査対象者の国籍等は、多い順に、ブラジル (33人, 32.0%), フィリピン (25人, 24.3%), 中国 (12人, 11.7%), ペルー (12人, 11.7%), タイ (6人, 5.8%), 日本 (4人, 3.9%), コロンビア (3人, 2.9%), ベトナム (3人, 2.9%) 等である。

在留資格は、定住者 (46人, 42.7%), 永住者 (44人, 42.7%), 日本人の配偶者等 (5人, 4.9%) 等であり、日本国籍取得者が4人である。外国籍の者は、日本で出生した者が25人、乳幼児期 (0～5歳)、小学校期 (6～11歳) に来日した者がそれぞれ25人、中学校期 (12～14歳)、高校期 (15～17歳) に来日した者がそれぞれ14人と10人である。

在院時調査に基づく非行の内容、背景等に関する分析結果の概要は、次のとおりである。

(ア) 非行歴

調査対象者のうち、家庭裁判所の保護処分及び審判不開始・不処分 (以下「処分」という。) 歴がある者は68.0% (日本人入院者は76.2%) であり、保護処分歴がある者も半数以上に及ぶ。前回処分がある少年の再非行期間は、半年以内が46.7% (日本人入院者は44.3%), 1年以内では65.0% (同68.8%) であった。

(イ) 非行内容

調査対象者の非行内容は、日本人同様、窃盗等の財産犯が中心であるが、強盗や強盗致死傷の割合が約24.3% (参考外国人少年では約17.8%) を占め、5%に満たない日本人入院者と比べ、突出して高い。

財産犯の非行動機は、利欲目的が7割以上に及ぶが、経済的困窮を動機とする者も3割以上に見られ、特に南米出身者では4割を超える。

(ウ) 在留状況との関係

調査対象者のうち、約半数が日本で出生した者及び乳幼児期に来日した者である。これらの者は、出生又は来日から平均でそれぞれ15年及び12年程度経過した後、初回の非行を行っており、家庭裁判所処分歴が2回以上の者は、日本で出生した者では28.0%、乳幼児期に来日した者では36.0% (小学校期では44.0%、中学校期では50.0%) である。

これに対し、調査対象者のうち、中学校期や高校期に来日した者は、それぞれ平均13歳半ばと16歳半ばに来日し、それから2～3年後に初回の非行を行っており、特に中学校期に来日した者では、その半数に2回以上の処分歴があるなど、非行性が高い。

(エ) 保護者

調査対象者の母親はほとんどが実母であるが、父親は義父 (養父を含む。以下同じ。) 及び父親がいない場合を合わせると半数近くを占める。義父実母の家庭が多く、3割を超えている (日本人入院者では1割未満)。母親のほとんどが外国人であり、父親は、実父の場合は9割近くが外国人であるが、義父の3分の2強が日本人であり、母親が日本人と再婚している場合が多いことがうかがわれる。

実父母共に外国人である場合、日本での在留期間が長くても日本語能力が低い。

父親の無職率が1割を超えており、貧困家庭の者の割合が4割を超え、3割弱の日本人入院者より高い（参考外国人少年では3割強）。しかも、日本での在留期間が長いことが必ずしも経済生活の安定につながっていないことがうかがわれる。

保護者の養育態度は、放任が半数近くに及び、虐待や養育拒否も約6分の1の家庭で見られ、監護能力に問題のあることがうかがわれる。

（オ）教育状況と日本語能力

調査対象者の一般的な日本語能力は、在留期間が長い場合、ほとんど問題ないが、来日時期が年長になるにつれて、読み書きなど日本語能力に問題を抱えている者が増える。特に、高校期に来日した者については、約6割が全く日本語での会話ができないか、片言しかできない。日本語能力は教育状況とも無関係とは思われず、調査対象者の教育状況は、中学校卒業までの者の割合が6割を超え（日本人入院者では半数弱。参考外国人少年では7割弱）、うち中学中退者が1割を超えるなど悪い。ただし、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者でも中学卒業までの者が7割弱であり、日本に幼少期から在留しながら、早い段階で日本の教育制度から脱落している者が多いことがうかがわれる。

（カ）就労状況

調査対象者の無職率は、日本人入院者の4割弱程度に対し、6割弱（参考外国人少年では半数強）とはるかに高く、就労状況は極めて悪い。乳幼児期に来日した者の無職率も6割を超えることから、日本の在留期間が長くても就労状況は決して良い状態とはいえない。

（キ）不良集団

調査対象者では、地域の不良集団を中心とする不良集団に所属する者が6割を超え、特に日本で出生した者や乳幼児期に来日した者については、7割前後である。なお、日本人入院者で不良集団に所属する者の割合は、約半数である（参考外国人少年では4割に満たない）。調査対象者のうち、外国人中心の不良集団に属している者の8割近くは、小学校期以降に来日した者であり、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者は、日本人中心の不良集団に属する者の割合が7割近くである。

調査対象者の共犯率は約7割（日本人入院者では6割弱、参考外国人少年では7割弱）であり、特にブラジル出身者では共犯率が9割に近い。共犯がある場合の共犯者の4割以上は、不良集団に属する仲間である。共犯などへの服従迎合が非行動機となっている者も2割を超えている。

来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告）

	研究官	石原香代
	研究官	櫛山昇
	研究官	田島秀紀
	研究官補	守谷哲毅
	研究官補	藤原志保
津地方検察庁次席検事（前研究官）		作原大成
新潟保護観察所統括保護観察官（前研究官）		武田玄雄
黒羽刑務所主任矯正処遇官（前研究官補）		中林保雄
共同研究者 慶應義塾大学法学部教授		太田達也

目 次

はしがき	i
要旨紹介	ii
第1章 調査の背景と目的	1
第2章 我が国における外国人を取り巻く現状	3
第1節 外国人の出入国状況・外国人人口等	4
1 概観	4
2 主な国籍等についての出入国等の動向	11
第2節 その他の外国人を取り巻く現状	21
1 国際結婚・離婚の状況	21
2 外国人労働者の状況	23
第3章 外国人少年による非行・犯罪の動向	25
第1節 家庭裁判所送致まで	25
1 警察による検挙	25
2 検察庁における家庭裁判所送致	29
第2節 家庭裁判所送致後処分等の決定まで	31
1 少年鑑別所の鑑別	31
2 家庭裁判所による終局処理	33
3 刑事処分等	36
第3節 矯正	36
1 人員の動向	36
2 国籍別人員	38
3 年齢層別人員	41
4 非行名	42
5 不良集団関係	44
6 共犯関係	48
7 生活程度	51
8 居住状況	52
9 就学・就労状況	53
10 教育程度	55

第4節	保護観察	57
1	人員の動向	57
2	国籍別人員	58
3	年齢層別人員	60
4	非行名	62
5	不良集団関係	63
6	生活程度	64
7	居住状況	66
8	就労・就学状況	67
9	教育程度	68
10	在留資格	69
第5節	人口比で見る処遇動向	70
第4章	来日外国人非行少年等の特性と非行の背景	74
第1節	調査の実施概要	74
1	調査の目的	74
2	調査対象	74
3	調査方法	74
4	分析対象	75
5	分析内容	76
第2節	基本属性	76
1	性別・年齢	76
2	国籍等	76
3	居住状況	77
4	居住形態	78
5	婚姻歴・子の有無	78
6	知能指数	79
7	精神障害の有無	79
第3節	非行歴	80
1	家庭裁判所処分歴	80
2	保護処分歴	83
3	刑事処分歴	83
4	前回処分の内容	83
5	再非行期間	84
6	前々回処分の内容	86

7	3回前の処分の内容	87
8	時系列で見た処分歴	88
9	初回非行時年齢	90
第4節	非行内容	91
1	主たる非行名	91
2	非行時年齢	93
3	直接的な非行動機	94
第5節	在留状況	99
1	在留資格	99
2	来日時年齢	100
3	来日から初回非行時までの期間	104
4	来日時年齢類型と非行経歴	109
5	来日時年齢類型と家庭裁判所処分歴	109
6	来日時年齢類型と主たる非行名	110
第6節	保護者の状況	111
1	保護者の状況	111
2	保護者の国籍	113
3	保護者の所在（国内外）	114
4	保護者の職業	115
5	家庭の生活程度	118
6	保護者の日本語能力	120
7	養育態度	121
8	虐待	123
第7節	日本語能力	125
1	日本語能力	125
2	日常の使用言語	126
3	日本語教育から見た日本語能力	127
4	在留期間と日本語能力	127
5	生育環境と日本語能力	129
第8節	教育状況	131
1	教育状況	131
2	最終学歴の場所（国内外）	132
3	来日時年齢類型と教育状況	133
4	出身地域と教育状況	135
5	保護者と教育状況	135

第9節	就学・就労状況	137
1	就学・就労状況	137
2	来日時年齢類型と就学・就労状況	138
3	日本語能力と就労状況	139
4	教育状況と就労状況	140
5	居住地域と就学・就労状況	140
6	出身地域と就学・就労状況	141
第10節	不良集団・共犯関係	142
1	不良集団関係	142
2	不良集団構成員の国籍	145
3	来日時年齢類型と不良集団関係	146
4	共犯の有無	147
5	共犯の種類	148
6	国籍と共犯	149
7	共犯の国籍	149
8	来日時年齢類型と共犯	150
9	不良集団関係と共犯	151
第11節	事件の被害者	151
1	身体犯の被害者	151
2	窃盗の被害者	152
3	強盗の被害者	153
第12節	非行の背景及び要因に関する定性分析	154
1	保護者の監護能力	154
2	学校への不適応	156
3	不良交友	157
4	アイデンティティの危機	157
5	母国での規範意識の形成不全	158
第5章	調査結果のまとめ	160
1	非行歴	160
2	非行内容	160
3	在留状況	160
4	保護者	161
5	教育状況と日本語能力	161
6	就労状況	162

7 不良集団	162
--------	-----

巻末資料

1 少年院における外国人少年に関する調査票〈在院時調査票〉	163
2 単純集計表	170
3 罪名等の定義	185